

議案第27号

多可町学校給食費負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

多可町学校給食費負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町学校給食費負担金徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町学校給食費負担金徴収条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「基準」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町学校給食給食費負担金徴収条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(被徴収者及び徴収時期)</p> <p>第2条 学校給食に要する経費（以下「給食費」という。）は、学校給食を受けた児童、生徒及び園児の保護者並びに給食を受けた者から町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める基準に基づいて徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(被徴収者及び徴収時期)</p> <p>第2条 学校給食に要する経費（以下「給食費」という。）は、学校給食を受けた児童、生徒及び園児の保護者並びに給食を受けた者から町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規則に基づいて徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p>